

はじめに

1 趣旨

(1) 経緯

我が国においては、気候変動の影響により全国的に豪雨災害が頻発・激甚化しているほか、首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模自然災害の発生リスクが高まっていることから、その備えが大きな課題となっています。これまで大規模な自然災害が比較的少ないと言われてきた本県においても、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災をはじめ、県内で局所的に発生している竜巻や、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、さらには令和元年東日本台風等の発生により、県民生活や県内経済に大きな被害がもたらされました。

こうした中、国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、また、平成 30 年 12 月には、近年発生した災害の教訓を踏まえ、国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）が改訂されました。さらに、国土強靱化基本計画に基づく「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」により、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に実行してきました。加えて、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」により、「大規模自然災害等への対応」、「インフラの老朽化対策」、「デジタル化等の推進」について、取組の更なる加速化・深化を図ることとしています。

なお、基本法では、第 4 条において、地方公共団体は、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するとされ、第 13 条において、都道府県は、当該都道府県の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を、地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」と規定されています。

ひとたび大規模災害が発生すると、復旧・復興を経て、県民が日常生活を取り

戻すまでには、長期間にわたって労力と資金を費やすことになるため、平時から災害に対する備えが必要となります。

本県においても、これまでの自然災害から得た教訓や基本法の趣旨を踏まえ、国や市町と連携し、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なとちぎづくりを推進するため、栃木県国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

(2) これまでの取組

現計画に位置付けられた平成28年度からの5年間の取組については概ね順調に進捗していますが、全国で発生している大規模地震や異常気象の頻発・激甚化を踏まえると、取組の更なる推進や新たな課題への対応など、本県の強靱化に係る取組はより一層重要さを増しています。

(3) 改訂の目的

近年発生した災害から得られた教訓や県の取組の進捗状況を踏まえるとともに、国の基本計画との調和を図るため、令和3年度からの概ね5年間の取組を位置付けた計画に改訂を行います。

2 本計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づき、本県における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

(1) 国の基本計画や市町の地域計画との関係

本計画は、基本法第14条の規定に基づき、国の基本計画との調和を保つとともに、国・県・市町が連携して国土強靱化施策を推進することで実効性ある計画となることから、市町の国土強靱化地域計画とも相互に調和を保つものとします。

(2) 県が策定する重点戦略や分野別計画との関係

本計画は、国土強靱化の観点から、栃木県重点戦略「とちぎ未来創造プラン」の内容と整合を図るとともに、本県の他分野の計画における国土強靱化の関連部分に関する指針となるものです。

(3) 栃木県版まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生15戦略^{いちご}」との関係

近年、自然災害リスクの高まりが懸念される中で、平時から災害対応力の強化を図り、地域の安全性・信頼性が向上することは、地方創生が目指す県民生活の豊かさの維持・向上等に資することから、県版まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生15戦略^{いちご}」の取組と緊密に連携していきます。

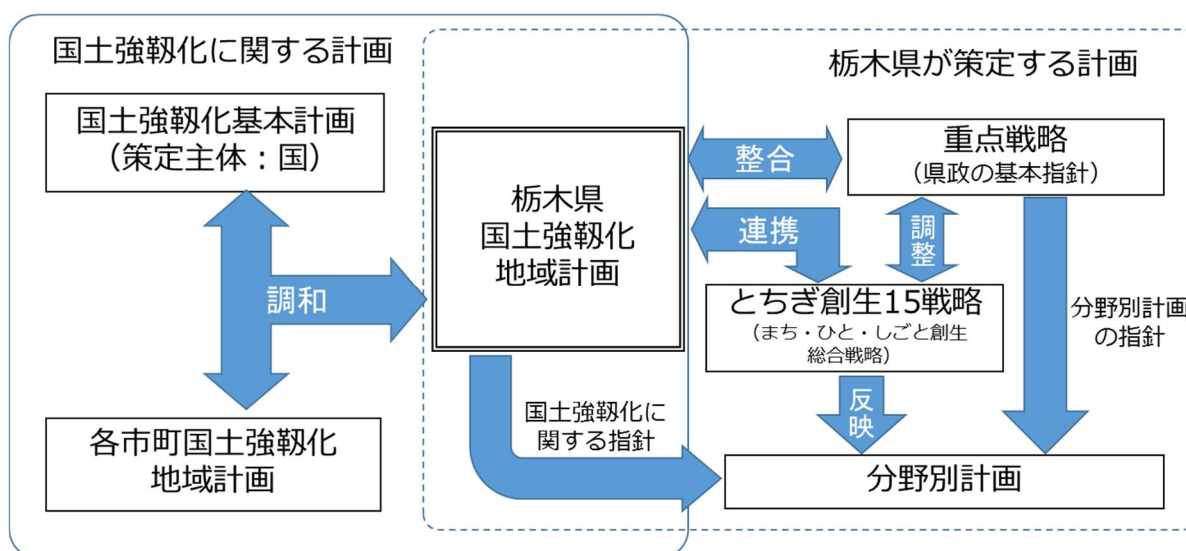


図1 栃木県国土強靱化地域計画と関連計画の関係性

(4) 県地域防災計画との関係

本計画は、いかなる災害等が発生しようとも、最悪の事態を回避するため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて、発災前の「平時」から強くしなやかな社会経済システムの構築を目指します。

一方、地域防災計画は、地震や風水害といった災害の種類ごとに、発災時における応急対策や、発災後の復旧・復興対策等に関する対応を取りまとめたものとなっています。

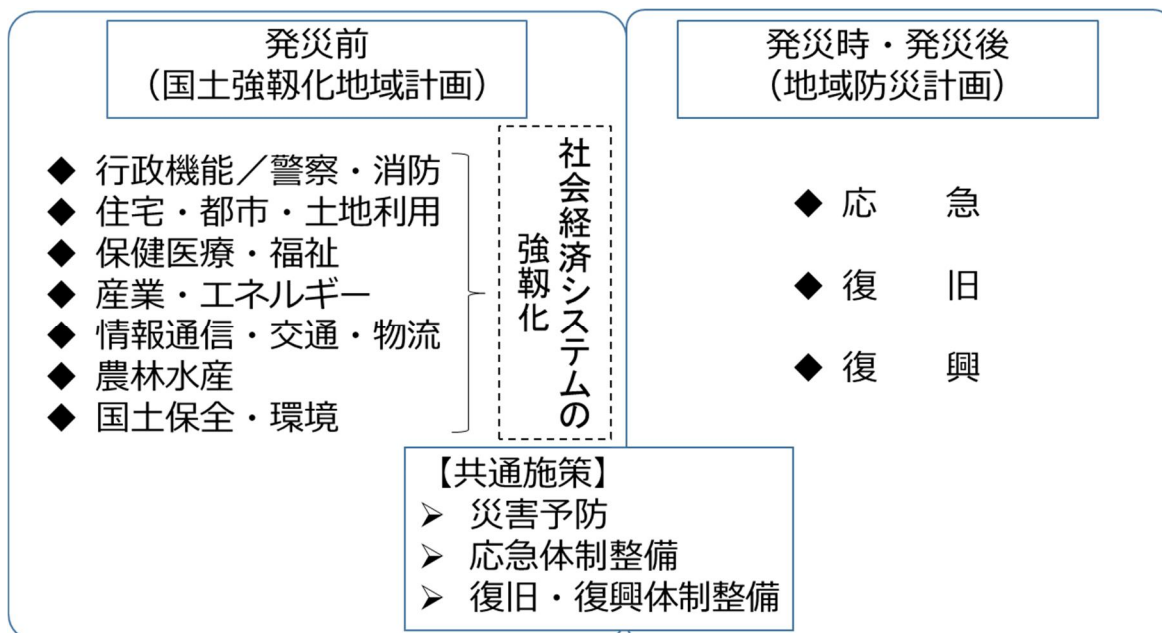


図2 国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係性

第1章 地域計画策定の基本的な考え方

1 基本理念

(1) 安全・安心な基盤が整う強くてしなやかなとちぎづくり

本県は、東日本大震災以降、竜巻や平成27年9月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風など、気象の急変に伴う局地的な大規模自然災害の発生により甚大な被害を受けています。

こうした災害から得られた教訓を踏まえ、県では、これまで「災害に強いとちぎづくり条例」の基本理念にのっとり、県民の防災意識を高めるとともに、地域防災計画を適宜見直すなど、様々な災害対策を進めてきたところですが、本県はもとより、全国で発生した災害の教訓も踏まえながら、引き続き、必要な事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要です。

また、高度経済成長期に整備された各種社会資本の老朽化に対応するため、長寿命化を進めるとともに、整備のあり方の見直しを行う必要があります。

そこで、いかなる大規模自然災害が発生しても県民の生命、身体及び財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えたとちぎづくりを推進することで、安全・安心な基盤を次世代に継承していきます。

(2) とちぎの豊かさの維持・向上

大規模自然災害等のリスクに対する危機管理対応力を強化し、いかなる災害が発生しても機能不全に陥らない経済社会システムを確保することは、県民の生命、身体及び財産を守るとともに、本県の産業競争力の強化や移住・定住の促進など、持続的な成長に資するものと期待されます。

そこで、強くてしなやかなとちぎづくりの推進に当たっては、県民の生命、身体及び財産を守るとともに、安定的な経済社会活動を支える基盤づくりを通じて、本県の安全・安心に対する信頼を高め、県民生活の豊かさの維持・向上に資するものとなるよう取り組んでいきます。

(3) 災害発生時の防災拠点としての機能の充実

現計画策定から5年が経過し、その間、全国各地で豪雨災害等が頻発・激甚化していることから、県内さらには県境をまたぐ広範囲にわたる被害に対応するため、防災拠点を中心とした広域的な災害対策活動による早期の復旧・復興体制の構築が重要となっています。

このため、本県においても大規模災害への備えとして、救援物資の備蓄や活動要員のベースキャンプ等として活用できる防災活動拠点の機能を充実させていきます。

また、本県は東京から60～160kmに位置し、東北縦貫自動車道や東北新幹線などによる東京圏と東北・北海道とを結ぶ南北軸と、北関東自動車道などによる太平洋・日本海を結ぶ東西軸の結節点にあるなど、交通の要衝としての地理的優位性を有しているほか、地震等の大規模な自然災害リスクが少ないという特徴も持っています。

そこで、こうした地理的優位性等を生かし、我が国全体の強靱化に貢献する観点から、防災・減災対策や社会資本等の老朽化対策はもとより、広域交通ネットワークの強化を計画的に推進し、首都直下地震等が発生した場合の食料・エネルギー供給への対応など、支援体制の構築を図ります。

2 基本目標

国の基本計画を踏まえ、いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 県民の生命の保護が最大限図られること
- ② 県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧・復興

の4つを基本目標に位置付け、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なとちぎづくりを推進します。

3 基本方針

強靱なとちぎづくりに関する施策については、国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、以下の基本方針に沿って推進します。

(1) 基本姿勢

- ・人口減少や高齢化の更なる進行、各種社会資本の老朽化など、本県を取り巻く社会経済情勢を踏まえた施策を進めていきます。
- ・災害時にすべての住民等が円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、子ども、女性、高齢者、障害者、外国人等に十分配慮して対策を講じます。
- ・「自助・共助・公助」を基本として、国、市町、住民及び民間事業者等と適切な連携と役割分担の下、施策を進めていきます。
- ・各地域において強靱化を推進する担い手の確保と活躍できる環境整備に努めます。

(2) 適切な施策の組合せ

- ・防災拠点施設の整備や建築物の耐震化等のハード対策と、防災訓練や防災教育の実施等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平常時においても県民生活の安全・安心や生活の豊かさの向上等に資する対策となるよう留意します。

(3) 効果的な施策の推進

- ・各施策については、持続的な実施に配慮し、選択と集中による重点化を図ります。
- ・既存の社会資本の有効活用や施設の効率的な維持管理により、効果的に施策を推進します。
- ・限られた資金を最大限活用するため、民間が持つ資金や高い技術力の導入を促進します。
- ・施策を効率的に進めるためのデジタル化等を推進します。

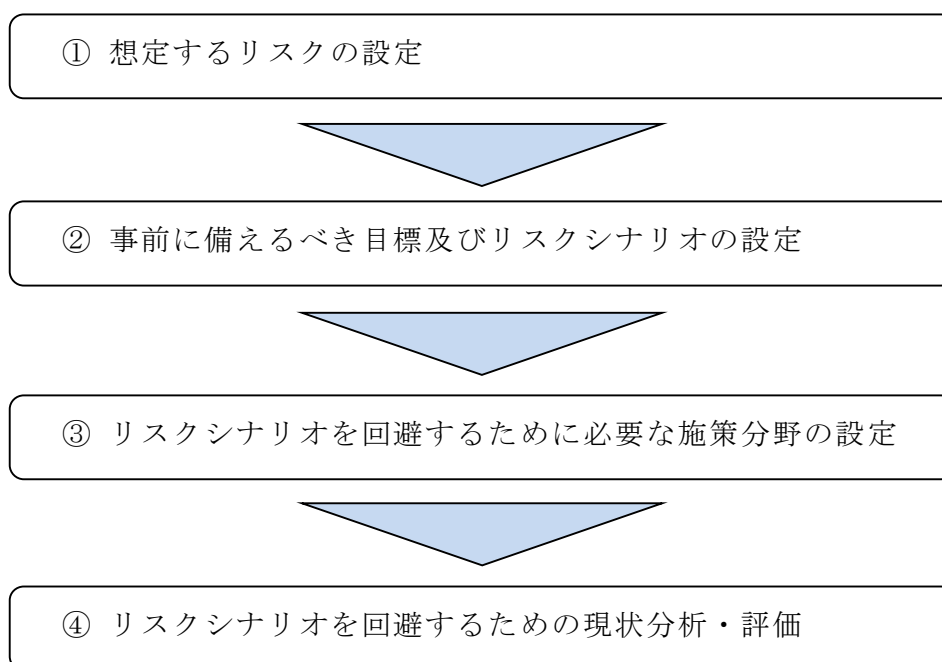
第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国の基本計画では、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、国が実施した手法を参考に、①想定するリスクの設定、②事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）の設定、③リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定、④リスクシナリオを回避するための現状分析・評価という手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

【脆弱性評価の手順】



2 想定するリスク

県民生活や県民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほか、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、現在、水害や土砂災害が頻発・激甚化するとともに、首都直下地震、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があるとして予測されており、大規模自然災害はひとたび発生すれば、県土の広域な範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画においては、大規模自然災害全般を想定するリスクとして設定します。

3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国の基本計画では、8つの事前に備えるべき目標と45のリスクシナリオを設定し、分析・評価を行っています。

本計画においては、これを参考としながら、内陸県であることなど、本県の地理的環境等を踏まえ、4つの基本目標を達成するため、8つの事前に備えるべき目標と、その妨げとなるものとして、**27**のリスクシナリオを以下のとおり設定します。

【参考】

○国の基本計画では設定されているが、本計画では採用しない例

- ・広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
- ・海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
- ・複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
- ・海上・臨海部の広域複合災害の発生

事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

| 事前に備えるべき目標 | No. | リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） |
|--|-----|---|
| 1 直接死を最大限防ぐこと | 1-1 | 住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、住宅密集地や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生 |
| | 1-2 | 河川の大規模氾濫等に伴う広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| | 1-3 | 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| | 1-4 | 暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 |
| | 1-5 | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |
| 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること | 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止 |
| | 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |
| | 2-3 | 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | 2-4 | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 |
| | 2-5 | 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱 |
| | 2-6 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境及び不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生 |
| 3 必要不可欠な行政機能は確保すること | 3-1 | 県、市町の職員・施設等の被災による大幅な機能低下 |
| 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること | 4-1 | 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止による災害情報等の伝達不能 |
| 5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと | 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞 |
| | 5-2 | 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| | 5-3 | 食料等の安定供給の停滞 |
| 6 ライフライン、燃料供給関連施設等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること | 6-1 | 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止 |
| | 6-2 | 上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | 6-3 | 防災インフラの長期間にわたる機能不全 |
| 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと | 7-1 | ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生 |
| | 7-2 | 有害物質の大規模拡散・流出による荒廃 |
| | 7-3 | 農地・森林等の被害による荒廃 |
| 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 8-2 | 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態 |
| | 8-3 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 |
| | 8-4 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 |
| | 8-5 | 風評被害や信用不安、生産力の回復の遅れ、大量失業・倒産等による経済等への甚大な影響 |

4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野

国の基本計画において設定された施策分野（12の個別施策分野及び5の横断的分野）を参考にしながら、本計画では、リスクシナリオを回避するために必要な強靱化に関する施策分野については、7の個別施策分野と3の横断的分野を以下のとおり設定しました。

（個別施策分野）

- (1) 行政機能／警察・消防等
- (2) 住宅・都市・土地利用
- (3) 保健医療・福祉
- (4) 産業・エネルギー
- (5) 情報通信・交通・物流
- (6) 農林水産
- (7) 国土保全・環境

（横断的分野）

- (1) リスクコミュニケーション・人材育成
- (2) 官民連携
- (3) 老朽化対策

5 リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

評価結果については、【別紙1】（P45～）のとおりです。

6 評価結果のポイント

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進

防災・減災対策や強靱化に資する取組については、既に実施されているものもありますが、進捗状況等の観点から、未だ不十分な状況にあります。

本計画に掲げる基本目標を達成し、強くてしなやかなとちぎの実現のためにハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、施策を推進する必要があります。

(2) 関係機関等との連携

強靱化に資する取組において、個々の施策の実施主体は県だけでなく、国、市町、民間事業者など多岐にわたることから、各実施主体との情報共有や各主体間の連携を強化する必要があります。

第3章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として第2章において設定した7の個別施策分野と3の横断的分野について、今後必要となる施策を検討し、以下のとおり、推進方針を定めました。

なお、これらの推進方針は、それぞれの分野の間で、相互に関連する事項があるため、各分野における施策の推進に当たっては、適切な役割分担の下、県や市町、関係機関等、様々な主体が連携を図ることで、施策の実効性や効率性が確保できるよう十分に配慮します。

2 個別施策分野の推進方針

(1) 行政機能／警察・消防等

① 行政機能

【県及び市町の防災拠点機能の確保】

リスクシナリオ No.2-3、3-1（所管部局：関係各部局）

- 大規模災害発生時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点について、関係機関と連携を図りながら、計画的な整備等を推進します。

－主な取組－

- 庁舎等の建替の実施
- 道の駅の防災拠点化
- 非常用発電機の整備・維持や稼働に必要な燃料の確保

など

【業務継続体制の整備】

リスクシナリオ No.3-1、8-3（所管部局：危機管理防災局）

- 「栃木県業務継続計画」の実効性を高め、災害対応力の向上を図るとともに、市町の業務継続計画（BCP）の策定を促進するなど、県及び市町の業務継続体制を強化します。

－主な取組－

- 組織改編、業務内容や施設設備の変更等に応じた計画の見直し
- 訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な計画の見直し
- 市町におけるBCPの策定及び見直しの促進

など

【情報の収集、伝達体制の確保】

リスクシナリオ No.1-5、4-1（所管部局：県土整備部、危機管理防災局）

- 災害発生時においても、県、市町、防災関係機関相互の迅速かつ的確な情報の収集、伝達を確保します。

－主な取組－

- 防災行政ネットワークシステムを活用した訓練等を通じた効果的な情報収集・伝達のあり方の検討
- 勤務時間外に災害が発生した場合に応急対策業務等を行う緊急対策要員制度の見直し
- 公共土木施設の復旧体制に関する国、市町、民間団体等との情報共有の強化

など

【物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備】

リスクシナリオ No.2-1、2-2、2-4、2-6、5-3（所管部局：保健福祉部、危機管理防災局）

- 災害発生直後の被災地域住民等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組めます。

－主な取組－

- 市町等と連携した食料、生活必需品の備蓄の推進
- 医療機関、医薬品卸売業者等との連携による医薬品、資器材等の備蓄の推進
- 市町と連携した消火、水防、人命救助活動や被災住民の避難生活等において必要となる防災用資機材の備蓄の推進

など

【相互応援体制の整備】

リスクシナリオ No.2-3、3-1（所管部局：危機管理防災局）

- 県の対応能力を超える大規模災害に備え、地方公共団体間の広域相互応援体制や関係機関との協力体制を確立します。

－主な取組－

- 近隣都県等との間で締結している災害時の相互応援、広域応援等に関する協定の適切な運用
（連絡体制の整備、防災拠点施設、臨時ヘリポート、緊急輸送道路等に

関する情報交換、総合防災訓練への参加による相互応援体制の充実・強化など)

- 国や他都道府県、県外市町村等からの応援を迅速かつ効果的に受けるための県内の受援体制の整備
(物資や資材等の供給などの受援手続、防災拠点やヘリポートの情報等の整理など)

など

【首都直下地震等への対応】

リスクシナリオ No.2-3、3-1 (所管部局：危機管理防災局)

- 首都直下地震等大規模災害の発生に備え、首都機能のバックアップへの対応等に近隣県と連携しながら取り組めます。
 - －主な取組－
 - 首都直下地震等発生時の首都機能等のバックアップに必要となる機能の充実に向けた検討

など

【帰宅困難者対策】

リスクシナリオ No.2-5、5-2、6-3 (所管部局：県土整備部、危機管理防災局)

- 大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合に備えた対策を推進します。
 - －主な取組－
 - 帰宅困難者対策協議会の設置による連絡体制の整備、収容施設や代替輸送手段の確保等、市町や公共交通機関等との連携強化
 - コンビニエンスストア事業者等との協定締結による徒歩帰宅者への支援体制の整備
 - 帰宅困難となった施設利用者や従業員等のための飲料水・食料など緊急物資の交通機関、観光施設、事業所等における備蓄の促進
 - 駅前広場等の整備

など

【原子力災害対策の推進】

リスクシナリオ No.7-2 (所管部局：危機管理防災局)

- 近隣県の原子力発電所等における異常事態等に伴う原子力災害から、県民の生命及び身体を保護します。

－主な取組－

- 異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実
- 緊急時のモニタリング体制の強化

など

重要業績指標

【現状値】(R2)

【目標値】(R7)

- ・BCPを策定している市町数

21市町

25市町

[全ての市町における策定を目指します。]

② 警察・消防等

【火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保】

リスクシナリオ No.1-1、2-3 (所管部局：危機管理防災局)

- 大規模な震災発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行える体制を整備します。

－主な取組－

- 消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実・強化
- 市町、消防本部における消防施設の充実への支援
- 広域的な消火応援受入体制の整備の促進

など

【消防広域応援体制、災害警備体制の整備】

リスクシナリオ No.2-3 (所管部局：警察本部、危機管理防災局)

- 県内での大規模災害発生時における人命救助活動等を迅速かつ効果的なものとするための対策を推進します。

－主な取組－

- 県内消防相互応援体制の整備
- 緊急消防援助隊の受援体制の整備
- 災害警備本部機能の充実・強化
- 救助活動用装備資機材の整備
- 救助活動の能力向上に資する訓練等の推進

など

重要業績指標

・消防団の定員充足率

【現状値】(R2)

【目標値】(R7)

89.3%

100.0%

〔「栃木県地震減災行動計画」における目標値を踏まえ、100.0%
を目指します。〕

(H31)

(2) 住宅・都市・土地利用

【住宅、建築物等の耐震化】

リスクシナリオ No.1-1 (所管部局：県土整備部)

- 効果的な普及啓発を行うとともに、国の支援制度等を有効活用し、市町と連携しながら、住宅や建築物等の耐震化を促進します。

－主な取組－

- 住宅の耐震化の促進
- 学校、病院、旅館・ホテル等、多数の者が利用する建築物の耐震化の促進
- 特定天井等の非構造部材及びブロック塀等の安全対策の促進
- 市町と連携した大規模盛土造成地の適正管理や耐震化の促進

など

【市街地整備】

リスクシナリオ No.1-1、1-2、2-1、5-2、6-3 (所管部局：県土整備部)

- 災害に対する予防や発生時における応急対策（防災・減災）、速やかな復旧・復興に資する都市施設の整備等を促進します。

－主な取組－

- 避難路、物資輸送路等の整備促進
- 防災機能を有する公園の整備促進及び計画的な施設更新
- 幹線道路の無電柱化
- 鉄道駅アクセス道路等の整備

など

【上下水道施設の耐震化】

リスクシナリオ No.1-1、2-1、2-6、6-2 (所管部局：**保健福祉部**、県土整備部)

- 災害発生時における飲料水供給の長期停止、公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、上下水道施設等の耐震化を促進します。

－主な取組－

- 水道事業者等に対する施設の耐震化、計画的な施設更新の促進

- 病院や避難所等の重要な幹線に係る管路の耐震化の促進

など

【地籍調査の促進】

リスクシナリオ No.8-1、8-4（所管部局：環境森林部、農政部）

- 災害発生時の迅速な復旧・復興に資する現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査を促進します。

－主な取組－

- 市町が実施する地籍調査の促進
- 森林組合等が実施する地籍調査等の促進

など

【老朽空き家対策】

リスクシナリオ No.1-1、8-1（所管部局：県土整備部）

- 災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため、市町等と連携しながら、管理が不十分な老朽空き家対策を促進します。

－主な取組－

- 老朽空き家の所有者に対する除却や適正管理の指導等の促進

など

【復興の事前準備】

リスクシナリオ No.1-1、8-2、8-4、8-5（所管部局：県土整備部、危機管理防災局）

- 災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る役割分担や行動手順等を明確にするとともに、関係機関と共有し、事前準備の体制整備を推進します。

－主な取組－

- 「栃木県都市復興ガイドライン」に基づく事前復興の取組の普及啓発
- 応急仮設住宅の迅速な供給及び円滑な運用を図るための体制の整備

など

【文化財の防災対策等】

リスクシナリオ No.8-3 (所管部局：生活文化スポーツ部)

- 災害発生時の文化財の喪失等を防ぐため、文化財の耐震化、防火設備の整備等を促進するとともに、関係機関等と連携し、文化財の保護に取り組みます。

－主な取組－

- 文化財保存のための防災設備等の設置の促進
- 災害発生時の対応に備えた関係機関等との連携強化

など

重要業績指標

| | 【現状値】 (R2) | 【目標値】 (R7) |
|-----------------------------------|------------|------------|
| ・住宅の耐震化率 | 88.5% | 95.0% |
| 〔国土交通省の基本方針を踏まえ、95.0%を目指します。〕 | | |
| ・立地適正化計画策定市町数 | 9市町 | 21市町 |
| 〔国土交通省の計画を踏まえ、21市町を目指します。〕 | | |
| ・上水道の基幹管路の耐震適合率 | 36.7% | 43.0% |
| 〔過去の伸び率を踏まえ、R1から約6ポイントの上昇を目指します。〕 | | |
| ・下水道施設（管渠）の耐震化率 | 7.0% | 40.0% |
| 〔耐震診断の結果を踏まえ、40.0%を目指します。〕 | | |
| ・地籍調査進捗率 | 24.3% | 26.0% |
| 〔国土交通省の計画を踏まえ、26.0%を目指します。〕 | | |

(3) 保健医療・福祉

【保健医療調整本部の体制強化】

リスクシナリオ No.2-4、2-6、3-1、8-2（所管部局：保健福祉部）

- 県や市町の保健福祉職員の災害対応に係る資質向上及び被災地で活動する保健医療福祉等の各種支援チームの体制強化のほか、他機関・団体との連携に必要な本部機能のコーディネーション能力の向上を図ります。

－主な取組－

- 保健福祉職員を対象とした健康危機管理研修の実施
- DHEAT^{※1}班員の養成及び技術向上を図るための研修の実施
- DMAT^{※2}、DPAT^{※3}、DWAT^{※4}等の各種支援チーム隊員の増員や技術向上を図るための研修や訓練の実施
- DMAT活動のための医療資機材の確保
- 栃木県災害医療コーディネーターとその他関係団体で構成する災害医療コーディネートチームとの連携強化

など

※1 DHEAT：被災都道府県等に設置される健康危機管理組織の長の指揮調整機能等を補佐する災害時健康危機管理支援チーム

※2 DMAT：災害急性期（災害発生48時間以内）に被災地において医療救護活動を行う災害派遣医療チーム

※3 DPAT：精神科医療及び精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム

※4 DWAT：一般避難所等で要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）に対する福祉支援を行う災害福祉支援チーム

【災害拠点病院の機能強化】

リスクシナリオ No.2-4（所管部局：保健福祉部）

- 関係機関相互の連携により、災害発生時において、必要な医療が確保される体制を構築します。

－主な取組－

- 災害拠点病院における食料、飲料水、医薬品等の現物備蓄や緊急時にお

ける供給体制の整備

- 災害時のコーディネート体制の確認や避難所の衛生管理、避難者の健康管理等の体制整備のための災害訓練の実施

など

【DMAT指定病院等の整備】

リスクシナリオ No.2-4 (所管部局：保健福祉部)

- DMAT及びDPATの体制強化を図ります。
 - －主な取組－
 - DMAT及びDPAT隊員の増員や技術向上を図るための研修や訓練の実施

など

【医療機関等におけるライフラインの確保】

リスクシナリオ No.2-4 (所管部局：保健福祉部)

- 災害発生時に電気、ガス、水道、医療機関の自家発電や医療従事者、患者搬送用の燃料など、医療機関等におけるライフラインの確保に努めます。
 - －主な取組－
 - 医療機関、関係機関との連携による災害発生時における医療施設への電気、ガス、水等の円滑な供給体制の整備
 - 医療機関、社会福祉施設（高齢者・障害者・児童福祉施設等）などにおける非常用電源設備、給水設備等の整備促進

など

【医療機関等の耐震化等】

リスクシナリオ No.1-1、2-4 (所管部局：保健福祉部、県土整備部)

- 地震や火災、水害等が発生すると多くの人命に関わる医療機関や社会福祉施設において、国の支援制度等を有効活用し、耐震化等を促進します。
 - －主な取組－
 - 医療機関や社会福祉施設（高齢者・障害者・児童福祉施設等）、幼稚園

などの要配慮者利用施設の耐震化、ブロック塀の安全対策及び防火対策
(スプリンクラー設置等)、移転等の促進

- 救急医療機関へのアクセス道路の整備

など

【感染症予防対策】

リスクシナリオ No.2-6 (所管部局：保健福祉部)

- 避難場所、被災地区での感染症の発生予防、まん延防止のため、平常時から感染症予防対策に取り組みます。

ー主な取組ー

- 感染症発生動向調査事業による予防対策の普及啓発
- 消毒用資材の確保
- 避難所配置用常備薬等の備蓄

など

重要業績指標

| | 【現状値】 (R2) | 【目標値】 (R7) |
|--|----------------------|--------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ D M A T 指定病院数 <p>[D M A T 派遣協定を締結する病院の更なる指定を目指します。]</p> | 16 病院 | 18 病院 (R5) |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害訓練の実施回数 <p>[各地域分科会で年1回以上の実施を目指します。]</p> | 6 回 (各地域分科会で1回実施) | 各地域分科会で年1回以上 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害拠点病院以外の病院における B C P の策定率 <p>[全国平均以上を目指します。]</p> | 10.5% (H30) | 全国平均 (20.2% : H30) 以上 |

(4) 産業・エネルギー

【県内事業者における事業継続計画（BCP）の策定支援】

リスクシナリオ No.5-1、8-5（所管部局：産業労働観光部）

- 事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、BCPの策定支援に取り組めます。

－主な取組－

- BCP策定に関する啓発セミナーの開催
- BCP策定に取り組む事業者に対する個別支援
- BCP策定を支援する人材の育成

など

【本社機能等の移転】

リスクシナリオ No.5-1（所管部局：産業労働観光部、県土整備部、企業局）

- 我が国全体の強靱化に貢献する観点から、首都直下地震等、首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合における事業継続に資するよう、東京圏等に立地する企業の本社機能等の移転を促進します。

－主な取組－

- 企業訪問やセミナーによる本県の強みのPR活動
- 新規立地企業に対する助成制度の充実
- 本県へ本社機能や研究所を移転する企業への支援
- 企業ニーズを踏まえた産業団地の整備
- アクセス道路等の整備やスマートインターチェンジの設置促進

など

【道路啓開等の復旧・復興を担う人材の育成・確保】

リスクシナリオ No.6-2、8-2（所管部局：県土整備部）

- 建設業における高齢化の進行や、離職者の増加、若年入職者の減少による担い手不足に対応するため、将来の建設業を担う技術者・技能労働者等の育成・確保を推進します。

－主な取組－

- 若年者等の入職促進や人材育成の取組に対する支援

など

【ライフラインの災害対応力強化】

リスクシナリオ No.1-4、6-1、6-2（所管部：関係各部署）

- 災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら、災害対応力を強化します。

－主な取組－

- 電気、ガス、水道などのライフライン関係機関と連携した、災害対策上重要な設備の耐震化
- LPガス充てん所における緊急時に備えた訓練の実施
- 関係機関等と連携した予防伐採の推進
- 幹線道路の無電柱化（再掲）

など

【エネルギーの安定供給】

リスクシナリオ No.5-1、6-1（所管部局：環境森林部ほか施設所管部局）

- 大規模災害発生時における電源を確保するため、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用に加えて蓄電池との組合せを促進するほか、さらに、コージェネレーション等の分散型エネルギーの導入拡大により、エネルギーの安定供給を図ります。

－主な取組－

- 太陽光、水力、バイオマス、地熱等の再生可能エネルギーの利活用の促進
- 自家発電設備やコージェネレーションの導入拡大等の分散型エネルギーの導入促進
- エネルギー関連産業の立地に向けた支援

など

【工業用水の供給】

リスクシナリオ No.6-2 (所管部局：企業局)

- ▶ 災害発生時においても、給水機能を確保するとともに、受水企業への安定した工業用水の供給を推進します。

－主な取組－

- 施設の耐震化、老朽化対策の計画的な実施
- 近隣自治体との相互応援協定による応急復旧体制の整備

など

重要業績指標

| | 【現状値】 (R2) | 【目標値】 (R7) |
|---|------------|------------|
| ・ B C P 策定支援事業者数 (累計) | 375 社 | 600 社 |
| 〔「栃木県地震減災行動計画」における目標値を踏まえ、50 社／年を目指します。〕 | | |
| ・ 高速道路のスマート I C 数 | 4 箇所 | 8 箇所 |
| 〔現在事業化されている 4 箇所の完成を目指します。〕 | | |
| ・ 電力自給率 | 40.3% | 85.0% |
| 〔「とちぎエネルギー戦略」の将来目標に基づき、R1 から 45 ポイントの上昇を目指します。〕 | | |

(5) 情報通信・交通・物流

【住民等への災害情報の伝達】

リスクシナリオ No.1-5、4-1（所管部局：危機管理防災局）

- 住民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、地域の実情や、地震・豪雨などの災害に応じた多様な手段を確立し、効果的な災害情報の伝達を図ります。
 - －主な取組－
 - 市町における防災行政無線の整備促進
 - 緊急速報メール、SNS、CATV、コミュニティFM等の活用の促進
 - 災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用
 - 地理空間情報を活用した災害情報伝達体制の整備
- など

【電源の確保】

リスクシナリオ No.4-1、6-1（所管部局：関係各部局）

- 災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有等を図るため、安定した電源確保に資する取組を促進します。
 - －主な取組－
 - 通信事業者、放送事業者等の関係機関が設置している発電機の老朽化対策の促進
 - 市町等における非常用電源設備の整備の促進
 - 電気自動車（EV）・燃料電池車（FCV）等の緊急電源としての活用の促進
 - 県有発電所建屋等の耐震化
- など

【道路の防災・減災対策及び耐震化】

リスクシナリオ No.2-1、5-2、6-3、8-2（所管部局：県土整備部、警察本部）

- 平常時、災害発生時を問わず、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保

するため、道路の防災・減災対策及び耐震化を推進します。

－主な取組－

- 過去に災害履歴がある箇所や事前通行規制区間の解消が求められる箇所等における防災・減災対策の実施
- 道路施設の冠水対策や豪雪対策の実施
- 緊急輸送道路や重要物流道路に指定されている路線等の計画的な整備、維持管理等
- 広域幹線道路やインターチェンジアクセス道路の整備、スマートインターチェンジの設置促進
- 停電により情報が遮断され管理上支障が生じる恐れのある道路施設の停電・節電対策の実施
- 緊急輸送道路指定路線の随時見直し、変更
- 緊急輸送道路や重要物流道路の途絶を迅速に解消するための関係機関の連携等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備
- 建設業者との施設の維持管理業務委託契約締結による道路施設の応急復旧体制の整備
- 緊急交通路等の円滑で安全な通行を確保するため、主要な交差点を中心とした信号機電源付加装置の整備、更新
- 経年劣化により倒壊する危険のある道路附属物や信号柱の建て替え、信号制御機の更新

など

【緊急輸送体制の整備】

リスクシナリオ No.2-1、2-4、5-2、5-3 （所管部局：危機管理防災局）

- 災害発生時において、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送するため、国、市町、関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備します。

－主な取組－

- 市町等との連携による臨時ヘリポートの選定

など

【孤立可能性地区における対策の推進】

リスクシナリオ No.2-2 (所管部局：県土整備部、危機管理防災局)

- 災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等により孤立する可能性のある地区（孤立可能性地区）に係る対策を推進します。

－主な取組－

- 孤立可能性地区に通じる道路防災危険箇所等の対策、代替輸送道路の確保、孤立可能性地区周辺の土砂災害対策
- 通信手段の確保
- 市町との連携による住民の避難先となる施設や救助活動や物資輸送を行うヘリコプターの離着陸に適した土地の確保

など

重要業績指標

| | 【現状値】(R2) | 【目標値】(R7) |
|--|-----------|-----------|
| ・ 県広報課 LINE（ライン）の登録者数 [「とちぎ行革プラン 2021」における目標値を踏まえ、40,000人を目指します。] | 12,081 人 | 40,000 人 |
| ・ 道路防災点検における要対策箇所の整備率 [R2から0.5ポイント/年の上昇を目指します。] | 64.6% | 67.2% |
| ・ 地域高規格道路（一般国道408号バイパス・二宮 拡幅）の整備延長※（※4車線化の整備延長） [R2から12.1kmの整備を目指します。] | 12.5km | 24.6km |

(6) 農林水産

【農業水利施設の長寿命化対策及び耐震化】

リスクシナリオ No.7-1 (所管部局：農政部)

- 被災した場合に農業生産等への影響が大きい頭首工、農業用ため池や排水機場等の基幹的農業水利施設の長寿命化対策及び耐震化を推進します。

－主な取組－

- 農業水利施設等の計画的な整備
- 老朽化した基幹的農業水利施設の機能診断、補修、更新
- ため池の地震、豪雨耐性評価と防災工事の支援

など

【農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化】

リスクシナリオ No.5-3 (所管部局：農政部)

- 災害発生時の被害を最小化させるため、農業水利施設や農林水産業共同利用施設などの生産基盤等の管理体制の強化を促進します。

－主な取組－

- 農業用ダム、頭首工、排水機場等の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成・確保

など

【農地・農業水利施設等の適切な保全管理】

リスクシナリオ No.7-3 (所管部局：農政部)

- 農業・農村が有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等の多面的機能の発揮に向けた取組を推進します。

－主な取組－

- 地域の共同による農地・農業水利施設の保全活動等の促進
- 中山間地域等における農業生産活動への支援

など

【農業集落排水施設の機能保全】

リスクシナリオ No.6-2 (所管部局：農政部)

- 農業集落排水施設の汚水処理機能を確保するため、最適整備構想に基づく改築、改修等の機能保全対策を促進します。

－主な取組－

- 最適整備構想に基づく機能保全対策の着実な促進

など

【森林の適切な整備・保全】

リスクシナリオ No.7-3 (所管部局：環境森林部)

- 森林が有する水資源の涵養、山地災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図ります。

－主な取組－

- 保安林等における森林整備や治山対策の推進
- 森林ボランティア等による保全活動や環境教育等の推進

など

【農林道の整備・保全】

リスクシナリオ No.5-2、6-3 (所管部局：環境森林部、農政部)

- 災害発生時における避難路や代替輸送路を確保するため、迂回路として活用しうる農道や林道の把握及び必要な整備・保全の促進に努めます。

－主な取組－

- 迂回路となりうる農林道の整備・保全

など

【卸売市場施設の整備・保全】

リスクシナリオ No.5-3 (所管部局：農政部)

- 災害発生時における卸売市場の機能を確保するため、停電時の電源確保など施設の耐災害性の強化を図り、事業者によるBCPの策定を促進します。

－主な取組－

○ 卸売市場施設の整備・保全

など

| 重要業績指標 | 【現状値】(R2) | 【目標値】(R7) |
|---|-----------|-----------|
| ・長寿命化対策を講じた基幹的農業水利施設数 〔対象となる基幹的な農業水利施設の長寿命化対策の実施を目指します。〕 | 67箇所 | 81箇所 |
| ・防災重点農業用ため池における防災対策を講じた施設の割合 〔対象となる全ての施設の防災対策の実施を目指します。〕 | 0% | 100% |
| ・供用開始20年以上の農業集落排水施設の機能保全対策実施率 〔対象となる施設の半数の実施を目指します。〕 | 32.3% | 50% |

(7) 国土保全・環境

【河川改修等の治水対策】

リスクシナリオ No.1-2、6-3、7-1（所管部局：県土整備部）

- 水害を予防し、河川の安全性を高めるため、必要なハード対策とソフト対策を一体的に推進します。

－主な取組－

- 河川の堤防・護岸整備など、河川改修の推進
- 河川の堆積土除去、堤防強化などの防災・減災対策の推進
- 災害発生時の防災・減災対策、早期復旧のための資機材等の確保
- 重要水防箇所の重点的整備の推進
- 国・県・市町・企業などが一体となって取り組む流域治水対策の推進
- 洪水予報や雨量・河川水位の情報等、地域住民の早期避難態勢の確保に必要な防災情報の提供
- 中小河川への水位計・河川監視カメラの増設による河川情報の提供
- ダムの洪水調節容量の確保に向けた事前放流の的確な実施
- ダムの洪水調節機能を向上させるための堆積土除去の推進
- ダムの放流情報の適切な提供
- 市町における洪水ハザードマップの作成に必要となる小規模な河川の浸水想定区域図の作成

など

【河川・砂防施設等の長寿命化対策】

リスクシナリオ No.1-2、1-3、6-3、7-1（所管部局：県土整備部）

- 豪雨等の災害発生時の被害を最小化するため、河川管理施設や砂防施設について、適正な維持管理や長寿命化対策を図ります。

－主な取組－

- 河川管理施設及び砂防施設に係る長寿命化計画の策定や計画に沿った県管理の堤防、樋門・樋管、砂防堰堤、床固などの計画的・効果的な維持管理
- 長寿命化計画に沿ったダム管理施設の老朽化対策

など

【総合的な土砂災害対策の推進】

リスクシナリオ No.1-3、6-3（所管部局：県土整備部）

- 集中豪雨等による土砂災害が発生した場合に、被害の軽減を図るため、ハード対策とソフト対策が一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。

－主な取組－

- 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設の整備の推進
- 土砂災害警戒区域内の重点整備箇所（要配慮者利用施設〔老人福祉施設、保育所、幼稚園等〕、避難場所、公的建築物〔消防、警察、役場の支所等〕、特別警戒区域内の保全対象人家5戸以上）に係る土砂災害防止施設の整備の推進
- 砂防設備の堆積土除去などの減災対策の推進
- 地域住民が土砂災害から円滑に避難するための平時や大雨時における警戒周知
- 市町における土砂災害ハザードマップの作成に必要となる土砂災害警戒区域の追加指定の推進

など

【山地防災対策】

リスクシナリオ No.1-3、7-1、7-3（所管部局：環境森林部）

- 山地に起因する土砂災害の発生を防ぐための山地防災対策を推進します。

－主な取組－

- 保安林における治山施設の整備の推進
- 森林の持つ水源涵養、土砂流出防止機能を高めるための保安林等の整備の推進
- 地域における防災力の向上を図るための山地災害防止に係る普及啓発
- 山地防災ヘルパー、山地防災推進員などのボランティア活動の支援

など

【火山災害対策】

リスクシナリオ No.1-3、7-1（所管部局：県土整備部、危機管理防災局）

- 火山噴火に伴う大規模な土石流等による被害を未然防止し、又は被害を最小限にするための対策を推進します。

－主な取組－

- 治山施設、砂防堰堤等の整備の計画的な推進
- 関係機関との連携による火山活動の観測や情報伝達の体制整備
- 地域住民、観光客及び登山者等の安全確保対策の実施

など

【有害物質等の拡散・流出対策】

リスクシナリオ No.7-2（所管部局：環境森林部）

- 地震発生時における倒壊建屋等からの有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するための対策を推進します。

－主な取組－

- 有害物質の適正管理等の推進
- 有害物質等の環境中への流出等の情報収集及び環境モニタリング調査の強化

など

【災害廃棄物の処理体制の整備】

リスクシナリオ No.8-1（所管部局：環境森林部）

- 国、市町及び関係団体等と連携し、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するための体制整備を図ります。

－主な取組－

- 県災害廃棄物処理計画の随時見直し
- 市町等における災害廃棄物等の発生見込量の把握等の支援
- 市町の災害廃棄物処理計画の策定支援や市町担当者に対する災害廃棄物処理に係る研修及び訓練等の実施

- 市町及び関係団体等との間で締結している応援協定の内容の定期的な確認、訓練等の実施
- 災害時における有害な物質を含む廃棄物の確実な処理に関する周知
- 国や関係都県等と連携した県域を越えた相互応援体制の構築

など

重要業績指標

| | 【現状値】 (R2) | 【目標値】 (R7) |
|--|-------------|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川における優先整備区間の整備延長 <p>[R2から10km/年の上昇を目指します。]</p> | 47.7km | 97.3km |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年東日本台風による河川の被災箇所への復旧率 <p>[令和元年東日本台風で被災したすべての箇所の復旧を目指します。]</p> | 0% (R1) | 100% |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防強化緊急対策プロジェクトの対策完了箇所数 <p>[令和元年東日本台風を踏まえた堤防強化対策の完了を目指します。]</p> | 0箇所 (R1) | 600箇所 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒区域内における重点整備箇所の対策完了箇所数 <p>[4箇所/年の増を目指します。]</p> | 20箇所 | 40箇所 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害危険地区における整備着手箇所数 <p>[25箇所/年の増を目指します。]</p> | 0箇所 | 125箇所 |

3 横断的分野の推進方針

(1) リスクコミュニケーション・人材育成

【防災意識の高揚、防災教育の実施】

リスクシナリオ No.1-5、8-3（所管部局：環境森林部、教育委員会、危機管理防災局）

- 災害発生時に県全体で、円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市町及び関係機関・民間団体等と連携して、普及啓発や防災教育を行うなど、県民の防災意識の高揚に努めます。

－主な取組－

- 児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（火薬類、高圧ガス等の危険物の保安管理施設、病院、社会福祉施設、ホテル、大規模小売店舗等の不特定多数の者が利用する施設など）の管理者、職員等に対する防災教育の実施
- 栃木県気候変動適応センターによる自然災害リスクの増加等に関する科学的知見の情報提供や普及啓発

など

【地域防災力の向上】

リスクシナリオ No.1-4、1-5、3-1、8-2（所管部局：危機管理防災局）

- 地域住民同士の助け合いによる防災力の向上を図るため、市町との連携を強化しながら、地域の防災リーダーとなる人材の育成に取り組むとともに、自主防災組織の活動を促進します。

－主な取組－

- 「自助・共助」の意識醸成による地域防災力の向上
- 県内全域における地区防災計画の策定への支援
- 消防団員など地域防災活動の担い手の確保・育成への支援
- 自主防災組織等のリーダーや防災士等のアドバイザーとなる人材の育成

など

【災害ボランティアの活動体制の強化】

リスクシナリオ No.8-2(所管部局：生活文化スポーツ部、保健福祉部、県土整備部、危機管理防災局)

- 災害発生時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、市町等と連携しながら、栃木県災害ボランティア活動連絡会議も活用し、環境整備に努めます。

－主な取組－

- 社会福祉協議会・NPO等との情報共有
- ボランティアの資質向上のための各種研修、訓練等の実施
- 震災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の認定
- 被災者の支援に関するニーズの把握や、被災地へのボランティアの派遣等のコーディネートを行う人材の育成

など

【避難行動要支援者対策】

リスクシナリオ No.1-5 (所管部局：保健福祉部)

- 災害発生時の一連の行動に支援を必要とする避難行動要支援者の安全を確保するため、市町と連携しながら、避難行動要支援者対策を実施します。

－主な取組－

- 避難行動要支援者の個別計画の策定促進
- 医療機関や社会福祉施設等の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練の促進
- 情報伝達・避難誘導等に迅速に対応するための体制整備

など

【外国人対策】

リスクシナリオ No.1-5、4-1 (所管部局：生活文化スポーツ部)

- 日本語による防災情報の理解が困難な外国人の安全を確保するため、市町と連携しながら、支援体制を整備します。

－主な取組－

- 防災に関する情報の多言語化等
- 災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソンの確保

など

- 災害時における外国人住民支援の必要性について行政職員や住民に対する意識啓発及び外国人住民の防災への意識の向上を図ります。

－主な取組－

- 県と市町による総合防災訓練における外国人住民を含めた避難誘導訓練の実施
- 災害発生時に外国人に対する支援活動の拠点として設置される災害多言語支援センターの運営訓練等の実施
- 災害時外国人サポーター養成講座及び外国人住民向け防災教室の開催

など

| 重要業績指標 | 【現状値】 (R2) | 【目標値】 (R7) |
|---|------------|------------|
| ・避難情報（5段階の警戒レベル）を理解している県民の割合 [避難行動の中心的役割を担う県民の割合から算出] | 30.5% | 60.0% |
| ・防災に係る出前講座等の実施回数 [「栃木県地震減災行動計画」における目標値を踏まえ、月1回程度の実施の継続を目指します。] | 1回程度/月 | 1回程度/月 |
| ・防災教育に係る研修会参加者数 [毎年全県立学校及び過半数の市町立学校の安全教育担当教員等の参加を目指します。] | 4,500人 | 6,150人 |
| ・自主防災組織の平均訓練回数 [自主防災組織が年に1回以上、防災訓練を実施することを目指します。] | 0.25回/年 | 1回以上/年 |
| ・避難行動要支援者個別計画を策定している市町数 [全ての市町における策定を目指します。] | 22市町 | 25市町 |

・ 在県外国人支援に係る人材*の登録者数 355 人 600 人

(※災害時外国人ポーター、トランスレーター(通訳者)、やさしい日本語普及員) (R1)

[過去の増加率等を基に、現状値から 245 人の増加を目指します。]

(2) 官民連携

【企業等との連携】 リスクシナリオ No.1-2、1-3、1-4、2-1、2-2、2-5、4-1、

5-1、5-3 (所管部局：関係各部局)

➤ 災害対応において民間企業等の知見や組織体制を活用した官民連携体制を確保するため、民間企業や業界団体等との協定の締結に取り組みます。

－主な取組－

○ 企業等との協定による災害対応等への支援に関する協力体制の整備

など

(3) 老朽化対策

【社会資本等の老朽化対策】 リスクシナリオ No.1-1、6-2、6-3、7-1

(所管部局：関係各部局)

➤ 今後急速に進行する社会資本等の老朽化に対応するため、計画的な維持管理・更新に取り組みます。

－主な取組－

○ 「栃木県公共施設等総合管理基本方針」等に沿った施設等の維持管理・更新の推進

○ 社会資本等の適正な維持管理と計画的な修繕・更新による長寿命化の推進

○ ドローン等の新技術を活用した効率的な維持管理の推進

など

第4章 計画の推進及び進捗管理

1 優先的に取り組む施策

限られた資源で効率的・効果的に「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なとちぎづくりを推進するためには、優先的に取り組む施策を明確にして、重点的に取組を進める必要があります。

本計画では、第2章で設定したリスクシナリオ単位で施策の重点化を図ることとし、「人命の保護」を最優先として、起きてはならない事態が回避されなかった場合の影響の大きさ等の観点から、以下の10のリスクシナリオを回避するための施策について、優先的に取り組むこととします。

優先的に取り組む施策に係るリスクシナリオ

| 事前に備えるべき目標 | | No. | リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態） |
|------------|---|-----|--|
| 1 | 直接死を最大限防ぐこと | 1-1 | 住宅・建物等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊、住宅密集地や不特定多数が集まる施設における火災による死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 河川の大規模氾濫等に伴う広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 | 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-4 | 暴風雨や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 |
| | | 1-5 | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 |
| 2 | 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること。 | 2-1 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止 |
| | | 2-3 | 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | | 2-4 | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 |
| | | 2-6 | 被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境及び不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生 |
| 3 | 必要不可欠な行政機能は確保すること | 3-1 | 県、市町の職員・施設等の被災による大幅な機能低下 |

以上を踏まえると、「第3章 強靱化の推進方針」において整理した施策分野ごとの推進方針のうち、優先的に取り組む施策の項目は、以下のとおりとなります。

優先的に取り組む施策の項目

| 施策分野 | 項目 |
|----------------|--|
| 個別 施策 分野 | (1) 行政機能／警察・消防等 |
| | ① 行政機能 |
| | ② 警察・消防等 |
| | (2) 住宅・都市・土地利用 |
| | (3) 保健医療・福祉 |
| | (5) 情報通信・交通・物流 |
| | (7) 国土保全・環境 |
| | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市町の防災拠点機能の確保 ・ 業務継続体制の整備 ・ 情報の収集、伝達体制の確保 ・ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備 ・ 相互応援体制の整備 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保 ・ 消防広域応援体制の整備 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅、建築物等の耐震化 ・ 市街地整備 ・ 上下水道施設の耐震化 ・ 老朽空き家対策 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健医療調整本部の体制強化 ・ 災害拠点病院の機能強化 ・ D M A T 指定病院等の整備 ・ 医療機関等におけるライフラインの確保 ・ 医療機関等の耐震化等 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等への災害情報の伝達 ・ 道路の防災・減災対策及び耐震化 ・ 緊急輸送体制の整備 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川改修等の治水対策 ・ 河川・砂防施設等の長寿命化対策 ・ 総合的な土砂災害対策の推進 |

| | | |
|--|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・山地防災対策 ・火山災害対策 |
|--|--|--|

| | 施策分野 | 項目 |
|-------|-----------------------|--|
| 横断的分野 | (1) リスクコミュニケーション・人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の高揚、防災教育の実施 ・地域防災力の向上 ・避難行動要支援者対策 ・外国人対策 |
| | (2) 老朽化対策 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会資本等の老朽化対策 |

また、リスクへの対応に向けた各施策分野の項目に関する個別事業計画については、【別紙3】(P78～)に示すものとし、各事業の進捗状況や新規事業の追加等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを行います。

2 各種施策の推進及び進捗管理

本計画の推進方針に基づく各種施策については、本県の分野別計画と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行います。

本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、強靱なとちぎづくりを進めていきます。

